

木造建築新工法性能認証委員会運営要領

1 趣旨

この要領は、木造建築新工法性能認証規程（HW-新工法 001-2016）（以下「規程」という。）第19条及び第24条の規定に基づき、委員会の運営に関して必要な事項を定めるものである。

2 常任委員の任期

2. 1 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 2 委員は、再任することができる。

3 専門委員の任期

3. 1 委員の任期は、当該事案の審議が終了するまでとする。
3. 2 専門委員の委嘱は、必要の都度、規程第19条第5項に定める委員定数に係わらず行うことができる。

4 委員会の開催

4. 1 委員会は、センター理事長が召集する。
4. 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

5 委員長

5. 1 委員会に委員長を置く。
5. 2 委員長は、委員の互選により選任する。
5. 3 委員長は、委員会の進行を担うものとする。
5. 4 委員長に事故があるときは、予め、その指名する委員がその職務を代理する。

6 委員会の審議事項

委員会は、センター理事長の諮問に基づき、以下の事項を審議する。

6. 1 規程第10条第1項に規定する申請に係る審査に関する事項
6. 2 規程第8条第2項及び第8条第5項に規定する規格並びに認証の技術的基準等当該規格の運用に関する技術的な基準の制定及び改正

7 作業部会

7. 1 センターは、委員会の審議の能率的な推進を図るため、委員会の了承の下に、専門的技術事項の整理を行うため、作業部会を置くことができる。
7. 2 作業部会の委員は、委員会の了承のもとに、センター理事長が委嘱する。
7. 3 作業部会委員の任期は、当該整理事項を委員会に報告するまでの期間とする。

附則

制定：平成13年11月15日 住木技13第229号

施行：平成13年11月15日

改正：平成19年 8月10日 住木技19第256号

改正：平成28年 3月 1日 住木認28第 23号